

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

軽度者の方については、その状態像から見て使用が想定しにくい下表の福祉用具は、原則として貸与できません。

対象外種目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3
1 車いす及び付属品(シニアカー含む)	貸与不可	貸与不可	貸与不可	○	○
2 特殊寝台及び付属品					
3 床ずれ防止用具及び体位変換器					
4 認知症老人徘徊感知機器					
5 移動用リフト(つり具の部分を除く)					
6 自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)				貸与不可	貸与不可

ただし、①厚生労働大臣が定める者に該当する場合は貸与可→広域連合への届出は不要です

②広域連合に届出することにより福祉用具貸与が必要と判断される場合は貸与可

→届出については下記①※1～3及び②を参照してください

① 厚生労働大臣が定める者に該当する場合(直近の認定調査の結果が該当している)

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果	
1 車いす及び 車いす付属品 (シニアカーを 含む)	右のいずれかに 該当する者	(一)日常的に歩行が困難な者	1-7「3. できない」
		(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	→※2 参照
2 特殊寝台及 び特殊寝台付 属品	右のいずれかに 該当する者	(一)日常的に起きあがり困難な者	1-4「3. できない」
		(二)日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
3 床ずれ防止 用具及び体位 変換器	右に該当する者	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人 徘徊感知機器	右の(一)(二) <u>いずれにも</u> 該当 する者	(一)意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		(二)移動において全介助を必要としない者	2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト (つり具の部 分を除く)	右のいずれかに 該当する者	(一)日常的に立ち上がり困難な者	1-8「3. できない」
		(二)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
		(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	→※2 参照
6 自動排泄処 理装置	右の(一)(二) <u>いずれにも</u> 該当 する者	(一)排便が全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」
		(二)移乗が全介助を必要とする者	2-1「4. 全介助」

(※1) ①表の厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については届出不要です。

(※2) ①表 1 (二) と 5 (三) については、基本調査に該当する項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか、軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャーが判断してください。広域連合への届出は不要です。

(※3) 認定調査を受けた時点では厚生労働大臣が定める者に該当しなかったが、その後認定有効期間中に身体・精神状況の変化があり、現在は厚生労働大臣が定める者に該当している(現段階では区分変更の申請は行わない)場合は、②の方法により例外給付が可能になる場合があります。

② 広域連合により福祉用具貸与が必要と判断される場合

《届出書類等》

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る届出書
- ② 下記 (ア)・(イ) のいずれかの書類の写し
 - (ア) 居宅サービス計画書の第 1 表～第 3 表及び担当者会議の要点
 - (イ) 介護予防サービス・支援計画書及び担当者会議録 (または介護予防支援経過記録)

《判断方法》

- ① **【別表】**事例類型 i～iii のいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断されている。
- ② サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であることが判断されている。

～留意事項～

◆要介護度が決定している場合、書類の届出は、担当者会議後速やかに行ってください。

◆新規区分変更申請中の暫定利用者については、担当者会議を実施し、その際に主治医や福祉用具担当の意見を確認して下さい。暫定利用の際、給付が認められない場合のリスクについて本人や家族に説明を行い、同意を得たうえで、要介護認定の確定後速やかに届出をしてください。症例によっては給付の対象にならない場合がありますので十分にご注意ください。

◆当該居宅介護支援事業所内で介護支援専門員の担当が変更になった場合、再度届出をする必要はありません。

◆担当する事業所が変更になった場合 (A事業所→B事業所)、B事業所で新しく担当する介護支援専門員がケアプラン作成の一連の流れを行った際に、当該利用者への福祉用具の必要性がA事業所の届け出た内容と変わらない場合、A事業所宛に広域連合が通知した貸与可期間内であればB事業所が「軽度者福祉用具届出に係る担当事業所の変更届」を提出することで、上記届出書類等の再提出は不要になります (貸与可期間の継続)。

◆下記の場合は、改めて届出が必要となります。

①要介護認定の更新・区分変更の結果、貸与可期間終了後も再度軽度者の対象となった場合

②貸与可期間終了の場合

◆貸与期間を過ぎて届出がない期間に関して福祉用具貸与の過誤調整の依頼を行う場合があります。

◆必要に応じ、継続して貸与を行う必要があるかどうか判断を行い、不要となれば貸与を中止してください。

【届出先】 〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村字比謝缸 55 番地 比謝缸複合施設 2 階

沖縄県介護保険広域連合計画推進課 指導係

【お問合せ】 TEL : 098-911-7502 FAX : 098-911-7506

MAIL : shidou★okinawa-kouiki.jp ※★は@に置き換えてください。

【別表】 福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
i) 状態の変化 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位 変換器 ・移動用リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位 変換器 ・移動用リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
ii) 急性憎悪 疾病その他の原因により、状態が急速に変化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位 変換器 ・移動用リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示で定める福祉用具が必要な状態となる。
iii) 医師禁忌 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きを取らないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※要支援1又は要支援2の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費【老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 別紙1 第2の11(2)】、要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費【老企第36号 第2の9(2)】、厚生労働省地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議（平成19年3月14日開催）資料10：軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについてより引用